

金融庁原則と当社方針について

当社は、金融庁が提唱する「顧客本位の業務運営に関する原則(以下、金融庁原則)という」を採択し、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針(以下、当社方針という)」を策定しております。金融庁原則と当社方針の対応状況は以下のとおりです。

金融庁 顧客本位の業務運営に関する原則	富士少額短期保険株式会社 お客さま本位の業務運営に関する方針
原則 2 【顧客の最善の利益の追求】	方針 1 (お客さまの最善の利益の追求)
原則 3 【利益相反の適切な管理】	方針 2 (利益相反の適切な管理)
原則 4 【手数料の明確化】	－ ※1
原則 5 【重要な情報の分かりやすい提供】	方針 3 (重要な情報の分かりやすい提供) ※2
原則 6 【顧客にふさわしいサービスの提供】	方針 4 (お客さまにふさわしい保険商品を提供) ※3
原則 7 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】	方針 5 (従業員に対する適切な動機付けの枠組み)

- ※1 当社の保険商品は、お客さまにご負担いただく手数料はありません。
また、投資リスクのある金融商品等の取扱いは行わないため、金融庁原則4に対応する方針はありません。
- ※2 ※3 原則5(注2)、原則6(注2)(注4)は、該当する金融商品・サービスの取扱いがないため、方針の対象としておりません。

(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」への富士少額短期保険株式会社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」の対応状況

金融庁 【顧客本位の業務運営に関する原則】	富士少額短期保険株式会社 【お客さま本位の業務運営に関する方針】
原則2. 顧客の最善の利益の追求	方針1 ①②③④
(注)	方針1 ①②
原則3. 利益相反の適切な管理	方針2
(注)	方針2
原則4. 手数料等の明確化	該当する金融商品・サービスがありません
原則5. 重要な情報のわかりやすい提供	方針3 ①②③④
(注1)	方針3 ①③④
(注2)	該当する金融商品・サービスがありません
(注3)	方針3 ①②③④
(注4)	方針3 ①③
(注5)	方針3 ④
原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供	方針4 ①②③④
(注1)	方針4 ①②③④
(注2)	該当する金融商品・サービスがありません
(注3)	方針4 ①②③
(注4)	該当する金融商品・サービスがありません
(注5)	方針4 ②③
原則7. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等	方針5 ①②
(注)	方針5 ①②